

生活資金融資

融資利率は 1.8%

利率は変動する場合があります。

ただし、
「火災・水害等災害時の生活資金」
の場合は

年利 1.5%

ご利用 いただける方

次の①から④の条件のすべてにあてはまる専門的・家内労働者

融資額

- ① 都内に在住、又は、都内で家内労働に従事していること
- ② 同一の住所に3か月以上居住し、かつ、6か月以上家内労働に従事していること
- ③ 年間収入（税込み）が600万円以下であること
- ④ 住民税を滞納していない方
 - (1) 一般生活資金の融資限度額は70万円（特例100万円）まで
 - (2) 特別生活資金の融資限度額は130万円まで※(1)と(2)を合わせて1人130万円までです

区 分	使いみち	融資限度額
一般生活資金	・ 応急的な生活資金	70万円
一般生活資金 (特例)	・ 医療費 ・ 教育費 ・ 冠婚葬祭費 ・ 住宅増改築費	100万円
特別生活資金	・ 作業場の改善費 ・ 作業機械等の購入費 ・ 火災、水害等災害時の生活資金	130万円

返済期間と 方法

5年以内の元利均等月賦返済。ただし、返済期間が3年を超え、かつ、融資額が50万円を上回る場合には、元金を当初の6か月間据え置くことができます。なお、据え置き期間中は、利息分のみの返済となります。

返済方法の一例

5年以内月賦返済

融資額	返済期間と回数	毎月返済額
50万円	4年（48回）	11,000円
	5年（59回）	9,000円
100万円	4年（48回）	22,000円
	5年（59回）	18,000円

保 証

団体加入者

（中央労働金庫の会員である家内労働者団体に加入している方）
加入している団体及び連帯保証人1名以上による保証、又は、
（一社）日本労働者信用基金協会による保証（※）のどちらかを選択できます。

団体未加入者

（一社）日本労働者信用基金協会が保証（※）します。（連帯保証人は不要）

※（一社）日本労働者信用基金協会による保証については、東京都が保証料を全額負担します。